



4-B

愛知県中警察署留置中
令和5年検第123456号

起 訴 状

令和6年1月15日

名古屋地方裁判所 殿

名古屋地方検察庁

検察官事務取扱副検事

崎山 弘



下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 兵庫県神戸市中央区橘通1丁目4番3号

住 所 名古屋市中区三の丸1丁目4番2号

マンパワーパレス三の丸405号

職 業 無職

勾 留 中

しま 島 かみ 上 りゅう 龍 (男)

昭和59年1月20日生

公 訴 事 実

被告人は、令和5年12月25日午後5時ころ、名古屋市中区三の丸1丁目1番1号、居酒屋「あいべん」において、同店店長朝日丸男に対し、所持金がなく代金支払いの意思も能力もないのに、これがあるように装って飲食物を注文し、同人らから順次瓶ビール3本のほか14点の飲食物（代金合計7,310円相当）の提供を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

罪 名 及 び 罰 条

詐 欺

刑法第246条第1項